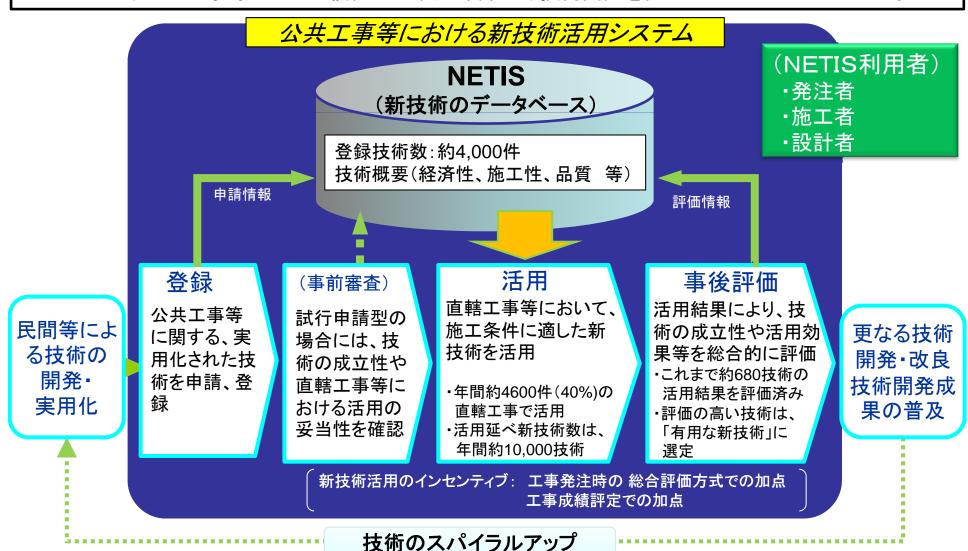
## 公共工事等における新技術活用システム(NETIS)

- 有用な新技術を積極的な活用を推進することで、公共工事のコスト縮減や品質向上を図り、新技術の更なる改善が促進されるための仕組みとして、新技術活用システムを構築(平成13年度より)。
- これは、民間等により開発された新技術を、新技術情報提供システム(NETIS)にて共有・広く提供するとともに、公共工事等において積極的に活用・評価し、技術開発を促進していくためのシステム。



#### 「推奨技術」「準推奨技術」について

#### 新技術活用システム検討会議が選定

#### 推奨技術(10件)

公共工事等に関する技術の水準を一層高めるために選定された、画期的な新技術。

#### 準推奨技術(32件)

公共工事等に関する技術の水準を一層高めるために選定された、画期的だが、更なる発展を期待する部分がある新技術

従来に比べ 飛躍的な改善 効果を発揮 先駆的な取り組み であり幅広い活用 が期待される 技術内容が画期的 で将来飛躍的な効果 の改善が期待できる 国際的に先端を行く 技術、先進諸国への 技術展開の期待 応用性等が高く、 国際的な課題の 解決に資する

#### ▶新技術活用システム検討会議に推薦

## 有用な新技術の インセンティブ

- ■工事発注時の 総合評価 方式での加点
- ■工事成績評定での加点 (発注者指定型を除く)
- ■設計業務の比較検討に おいて対象技術とすることを設計図書に明記 等

有用な新技術 多个 活用促進技術 設計比較対象技術 (44件) (162件) 技術の優位性が高く、 特定の性能又は機能が著し く優れている技術、など。 安定性が確認されている技術。 少実績優良技術 (59件) 技術の優位性は高いが、直轄工 事等における実績が少ない技術。 新技術活用評価会議が選定 優位性 評価情報(活用効果評価、試行実証評価、事前審査) として反映された技術(約800件) 活用·評価 新技術(NETIS登録技術)(約4000件)

# ・事後評価・

## 有用な新技術の峻別のために、次の調査と調査結果に基づいた事後評価を実施します。

#### 試行調查



試行調査は、直轄工事等における実績が10件未満の新技術等について、直轄工事等において技術の成立性等申請情報の妥当性を確認するために行う、経済性、安全性、耐久性、品質・出来形、施工性、周辺環境に与える影響に関する調査です。 試行を実施した直轄工事等が対象となります。

#### 活用効果調査



活用効果調査は、工程、品質・出来形、安全性、施工性、耐久性、 環境等の技術的事項及び経済性について、当該技術の適用範 囲において従来技術との比較を行い、主として技術の優位性 を確認するために行う調査です。

試行及び活用を実施した全ての直轄工事等が対象となります。



#### 試行実証評価

試行実証評価は、試行調査の結果に基づき、安全性、耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項について、試行調査の結果と申請情報の内容との比較、国が定める基準等を満たしているかの確認等、直轄工事等における技術の成立性等申請情報の妥当性を確認し評価するものです。 試行調査を実施したすべての技術が対象となります。

#### 活用効果評価

活用効果評価は、技術の成立性が確認された技術について、新技術の活用効果等を総合的に判断するため、活用効果調査の結果に基づき、当該技術の優位性、安定性、現場適用性を総合的に評価するものです。

活用効果調査を実施したすべての技術が対象となります。

# ・有用な新技術の活用促進・

## 活用効果評価にもとづいて次の技術を指定し、有用な新技術の活用促進を図ります。

設計比較対象技術

活用効果評価において、技術の優位性が高く安定性が確認されている技術については、「設計比較対象技術」として位置づけ、設計業務において、設計比較の対象とします。

#### 少実績優良技術

活用効果評価において、技術の優位性が高いとの評価は得られているものの直轄工事等における実績が少なく技術の安定性が確認されていない技術については、「少実績優良技術」として位置づけ、技術の安定性が確認されるまでの間、活用等に努めます。

#### 活用促進技術

各地方整備局等の新技術活用評価会議は、優れた技術のそれぞれの地域における活用促進を図るため、「活用促進技術」を指定します。活用促進技術は、活用効果評価において安定性が確認されている技術のうちから、特定の性能又は機能が著しく優れている技術、特定の地域のみで普及しており全国に普及することが有益と判断される技術等に該当する技術から選考されます。指定された技術は、「〇〇年度 活用促進技術 (新技術活用評価会議 (〇〇整備局))』という名称を使用できます。

本省の新技術活用システム検討会議は、画期的な新技術に対する適正な評価を行い、公共工事等に関する技術の水準を一層高めるため、画期的な新技術を対象に「推奨技術」あるいは「推奨技術候補」として選定し、当該新技術の普及啓発や活用促進等を行います。選定された技術は、『〇〇年度 推奨技術(新技術活用システム検討会議(国土交通省))』又は『〇〇年度 推奨技術候補(新技術活用システム検討会議(国土交通省))』という名称を使用できます。

#### 推奨技術

#### 推奨技術候補

#### <選考要件>

- ●従来に比べ飛躍的な改善効果が発揮されること
- ●従来にはない先駆的な取り組みであり、将来、公共工事等における幅広い活用が期待されること
- ●技術内容が画期的であり、将来的に飛躍的な活用効果の改善が期待できること
- ●技術内容が独創的である等、国際的に先端を行く技術又は先進諸国への技術展開が期待されること
- ●技術内容の応用性、適用性、普遍性等が高く、国内の諸課題の解決への貢献に加えて、国際的な課題の解決など国際貢献に大きく資すること